

貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置に関する手続等についてのガイドラインの制定について

平成 7 年 8 月 4 日輸入注意事項 7 第 5 4 号
平成 7 年 9 月 29 日輸入注意事項 7 第 6 0 号（一部改正）
平成 11 年 7 月 1 日輸入注意事項 1 1 第 3 4 号（一部改正）
平成 12 年 12 月 20 日輸入注意事項 1 2 第 3 4 号（一部改正）
平成 21 年 3 月 31 日輸入注意事項 2 1 第 2 号（一部改正）

貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程（平成 6 年通商産業省告示第 7 1 5 号）の手続等についてのガイドラインを次のとおり定める。

第 1 節 趣旨

関税及び貿易に関する一般協定第 1 9 条の規定及びセーフガードに関する協定を実施するために必要な事項は、貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程（平成 6 年通商産業省告示第 7 1 5 号。以下「規程」という。）に定められているところであるが、このガイドラインは、これらを補完するとともに、規程に基づいてとられる措置と緊急関税等に係る措置との統一的・一体的な運営を確保しつつ、これらの制度の円滑な運営に資するために制定するものである。

なお、本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする。また、上記の各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。

第 2 節 運用に際しての基本的方針

- (1) 規程第 8 条（第 1 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）の調査は、関税定率法（明治 4 3 年法律第 5 4 号）第 9 条第 6 項（同条第 1 1 項において準用する場合を含む。）の調査と統一的・一体的に開始し、終了するものとする。この場合において、調査の結果についても統一的・一体的に取り扱うものとする。
- (2) 規程第 8 条（第 1 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）の調査（調査の結果の取扱いを含む。）において、規程の各規定に基づく手続が行われるときは、関税定率法第 9 条第 6 項（同条第 1 1 項において準用する場合を含む。）の調査（調査の結果の取扱いを含む。）における相当する手続と統一的・一体的に行われるものとし、調査に用いる証拠は、両調査において共通とする。

第 3 節 本邦の産業

規程第 2 条に規定する相当の割合は、概ね 5 0 % とする。

第 4 節 証拠の提出先等

- (1) 規程第 1 2 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項若しくは第 7 項に規定する証拠、証言若しくは書面、同第 1 3 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する意見の表明、同第 1 4 条第 1 項若しくは第 3

項に規定する情報若しくは書面、同第15条第2項に規定する書面又は同第16条第1項、第3項若しくは第4項に規定する証拠、証言、意見の表明若しくは情報の提出先又は申出先は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室とし、名宛人は、経済産業大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。

緊急関税等に関する政令（平成6年政令第417号。以下「緊急関税政令」という。）の各規定に基づく証拠、証言、書面、意見の表明又は情報の提出又は申出が財務省関税局関税課にされた場合には、当該各規定に相当する規程の各規定に基づく提出又は申出が経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室にされたものとみなす。

- (2) 規程第12条第1項及び第2項に規定する証言は、緊急関税政令第4条第1項及び第2項に規定する証言と同一の日時、場所において行うものとする。

第5節 調査の開始等

経済産業大臣は、規程第8条（第19条第3項において準用する場合を含む。）の調査を開始することを決定したときは、経済産業省の関係職員を調査担当者に指名する。当該調査担当者は、関税率法第9条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）の調査担当者団を構成する経済産業省の職員を兼ねるものとする。

第6節 質問状の送付

経済産業大臣は、規程第12条第2項の規定による証拠の提出、同第13条第2項の規定による意見の表明又は同第14条第3項の規定による情報の提供を求めるときは、速やかに、利害関係者（規程第12条第1項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）又は産業上の使用者等若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体（規程第13条第1項に規定する産業上の使用者等若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体をいう。以下同じ。）に質問状を送付し、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。

関税率法第9条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）の調査における相当する手続による質問状は、規程における上記の質問状を兼ねるものとする。

第7節 公聴会の開催

(1) 議題等の設定

経済産業大臣は、規程第17条に規定する公聴会（緊急関税政令第9条に規定する公聴会と統一的・一体的に行われるものとし、公聴会で得られた証言、意見若しくは情報は、両公聴会において共通とする。以下単に「公聴会」という。）を開催しようとするときは、当該公聴会の議題等（第7節(2)一から四までに掲げる事項をいう。）を設定する。

(2) 公告等

経済産業大臣は、公聴会を開催しようとするときは、参加を求めるために、次に掲げる事項を、利

害関係者又は産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体のうち第7節(1)で設定した議題に関連すると認められる者(以下「利害関係者等」という。)に、公聴会の開催の日までに相当な期間において、書面により通知するとともに、公告する。

- 一 議題
- 二 開催日時
- 三 開催場所
- 四 その他参考となるべき事項

(3) 議長

議長は、調査担当者団のうち適当と認められる者が行うものとする。

(4) 議事の進行

- 一 議長は、公聴会において、議題に関し、利害関係者の証言若しくは利害関係者、産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体の意見又は産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体による情報の提供を求める。
- 二 議長は、公聴会において必要があると認めるときは、回答を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏な言動をする者を退去させることができる。
- 三 議長は、必要があると認めるときは、公聴会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の公聴会の日時及び場所を、公聴会に出席した者に対し書面により通知するとともに、公告する。
- 四 議長は、利害関係者等が公聴会に出席しなかった場合には、これらの者が公聴会に参加する意思がなかったものとみなす。

(5) 記録

公聴会における陳述は、速記その他の方法で記録される。